

雇用仲介事業の規制の再構築

【改革の目的】求職者・求人者のニーズが最大限に吸い上げられ、マッチングされる制度へ！

様々な規制によって**求人・求職情報が一部に偏在・滞留**し、せっかくの貴重な就労機会が逸失されてしまっている。このため、**求職者や求人者のニーズが必要とされる先に迅速かつ効率的に届けられる環境をつくる必要がある。**

以下に掲げる規制改革の実行により、**柔軟で効果の高い仲介サービスの提供と就労マッチングを促進し、雇用機会の創出・拡大を図る。**

【改革の基本的考え方】制定後60年を超過した法制度の抜本的かつ包括的な再構築を！

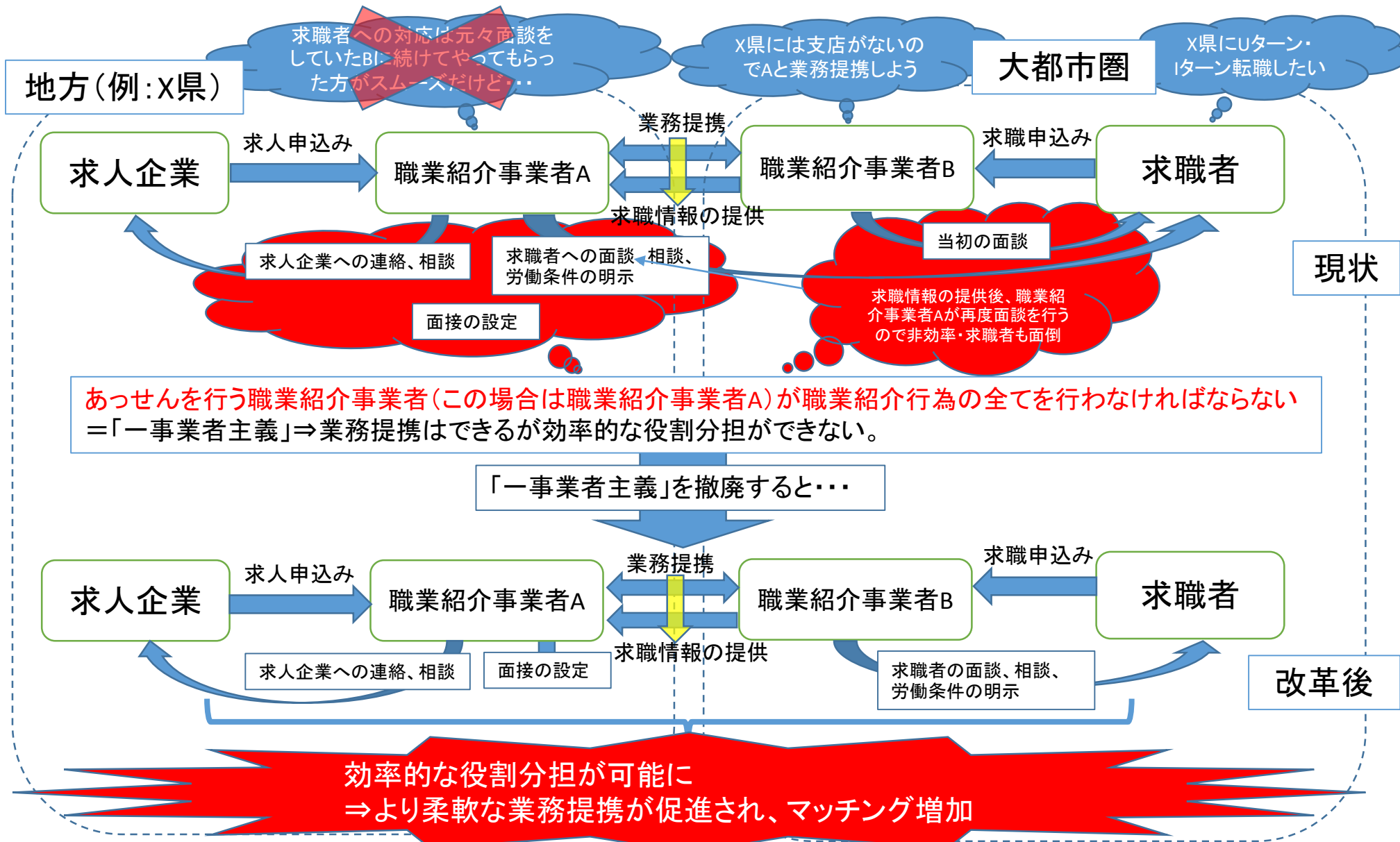
- ◎ **民間雇用仲介事業の役割を積極的に捉え直す**：セーフティーネットから積極的雇用創出機能へ
- ◎ **時代の変化に即したサービスを可能に**：多様な就労形態やIT化に対応
- ◎ **裁量行政の最小化**：明確なルールの下で労働市場の活性化を

再構築の3本の柱

- (1) 事業者間の連携・協業を促進し、利用者の立場に立ったマッチングを実現する規制改革
- (2) 時代の変化に即した規制体系への抜本的改革
- (3) 縦割りとなっているサービス法制の垣根の解消

(1) 事業者間の連携・協業を促進し、利用者の立場に立ったマッチングを実現する規制改革

例) 職業紹介事業における「一事業者主義」の撤廃



(2) 時代の変化に即した規制体系への抜本的改革

例) 事業所設置・責任者配置規制の抜本的見直し

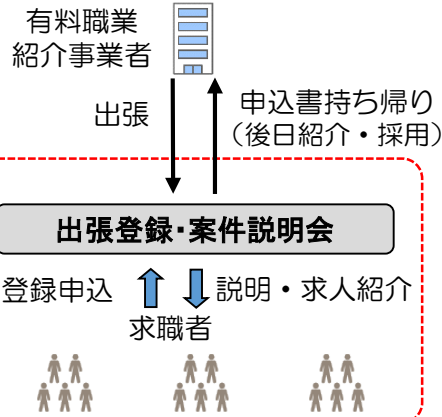
【現状】許可事業所での職業紹介が前提



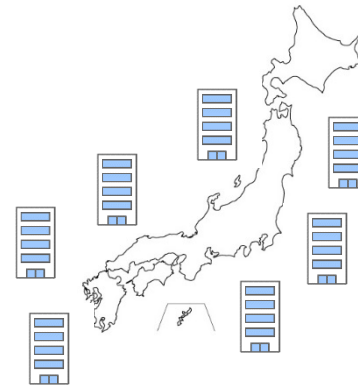
- ・ 事業所の設備仕様（面積確保や間仕切り等）の定め
→ 新規事業所設置に高いハードル
- ・ 事業所ごとの責任者配置義務。他事業所との兼務禁止
→ コスト負担による事業所数の減
→ 新規開拓時の応援要員等、機動的な人員配置が困難に

・ 事業所の新規進出等が妨げられ、求職者の就業機会が喪失
・ 円滑・迅速なマッチングを阻害

- ・ 事業所外での紹介行為を禁止
→ 例えば、都市部から離れた工場における多人数の求人の場合、現地説明会を行ったとしても、その場で採用決定はできない。
(登録の申込のみ)
※ 形式的に申込書を事業所に持ち帰り入力済ませた後、改めて紹介・採用のプロセスを経る。

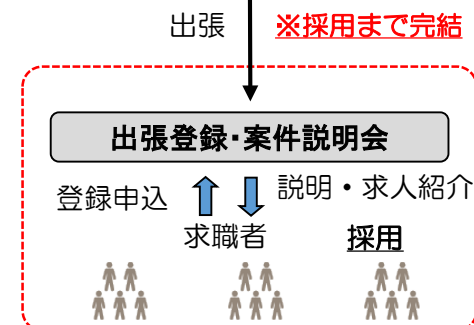


【改革後】事業所外や非対面による職業紹介が前提



- ・ 従来の規制目的である個人情報や求職者保護については、設備仕様ではなく別の手段で担保
- ・ 責任者配置義務については、役割と資格の在り方を含め見直し
→ 設置要件及び責任者配置義務の緩和により、事業所の新規設置が促進される

・ 事業所の新規進出等が促進され、求職者の就業機会が増大
・ 円滑・迅速なマッチングが可能に



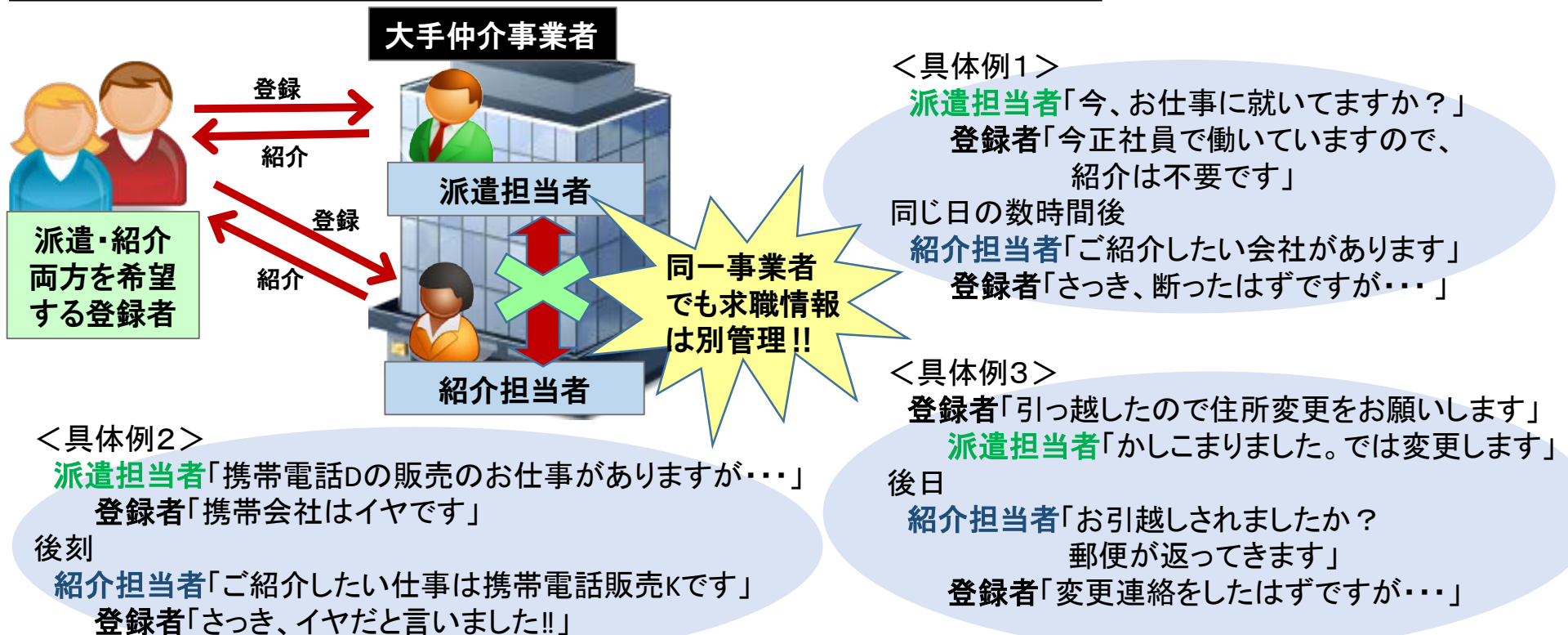
- ・ 出張での登録など、事業所外での紹介行為も柔軟に認める
→ 例えば、説明会での採用決定を可能にすれば、即日就業が可能となる。

(3) 縦割りとなっているサービス法制の垣根の解消

例) 職業紹介と労働者派遣における求人・求職情報管理の一元化

【前提】派遣と紹介両方を希望する登録者は多いが、両事業における個人情報とは別々に管理しなければならない。

事例) 職業紹介事業と労働者派遣事業の両方を運営する大手事業者起こっていること



☆同時に派遣と紹介も登録している求職者の場合、まとめて紹介されることを希望している。求職者に無用な不信感(いらだち)を持たせてしまうことにも。

※登録情報の変更は、登録時に本人同意を得れば派遣も紹介も同時に変更できるが、それでも登録データベースは派遣・紹介で原則別管理しなくてはならない(担当者がそれぞれ別の場合は特に、上記のようなことが起こっている)。